



令和8年2月4日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市国民健康保険運営協議会

会長 澤地 雅 弘



松本市国民健康保険税の改定について（答申）

令和8年1月27日付け松本市諮問松福保第12号をもって当協議会へ諮問のあった国民健康保険税の改定について、2日間にわたり慎重に審議をいたしました。

つきましては、附帯意見を添え、下記のとおり答申いたします。

記

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策として社会全体で子育て世帯を支援する制度であることを理解しました。

そのうえで、国民健康保険税のうち令和8年度からの「子ども・子育て支援金分」は次のとおり設定することが適当と認めます。

1 国民健康保険税の改定について

子ども・子育て支援金分

- | | |
|---------|-------|
| (1) 所得割 | 0.32% |
| (2) 均等割 | 780円 |
| (3) 平等割 | 850円 |

2 附帯意見

- (1) 子ども・子育て支援金制度の仕組みや意義を理解してもらえよう、被保険者のみならず、受益する子育て世帯も含め、十分な周知徹底を図ること。
- (2) 保険税の応能・応益割合の見直しについては、低所得者層の負担を勘案することが必要
- (3) 保険料水準統一を見据え、子ども・子育て支援金分についても、応能割を引き下げ、応益割を引き上げる税率設定とすることが適当
- (4) 子ども・子育て支援金制度を契機として、本市の子育て支援の一層の充実に努めること。